

---

# ベースアップ等支援加算について

---

令和4年度

集団指導実施資料(令和4年8月30日)

## ベースアップ等支援加算について

---

- 令和4年2月から9月までの福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金による賃上げ効果を継続する観点から、処遇改善加算及び特定処遇改善加算に加え、令和4年10月から「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算」が算定可能となります。
  
- 「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算」 . . .  
基本給等の引き上げによる賃金改善を図るための制度です。  
福祉・介護職員の処遇改善を行うものであることを十分に踏まえたうえで、他の職種の処遇改善も行うことができる柔軟な運用を認めることとされています。

## 処遇改善に係る加算全体のイメージ(令和4年度改定後)

### 新加算(福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算)(案)

- 対象：福祉・介護職員。ただし、事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める。
  - 算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。
    - 処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得していること
    - 賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は福祉・介護職員等のベースアップ等(※)の引上げに使用することを要件とする。
- ※「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」

### 福祉・介護職員等特定処遇改善加算

- 対象：事業所が、①経験・技能のある障害福祉人材、②他の障害福祉人材、③その他の職種に配分
- 算定要件：以下の要件をすべて満たすこと。
  - ※福祉専門職員配置等加算、特定事業所加算の取得状況を加味して、加算率を二段階に設定。
  - 処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを取得していること
  - 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
  - 処遇改善加算に基づく取組について、ホームページ掲載等を通じた見える化を行っていること

### 全体のイメージ



〔注：事業所の総報酬に加算率（サービス毎の福祉・介護職員数を踏まえて設定）を乗じた額を交付。〕

### 福祉・介護職員処遇改善加算

- 対象：福祉・介護職員のみ
- 算定要件：以下のとおりキャリアパス要件及び職場環境等要件を満たすこと

加算(Ⅰ)	加算(Ⅱ)	加算(Ⅲ)
キャリアパス要件のうち、①+②+③を満たすかつ職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件のうち、①+②を満たすかつ職場環境等要件を満たす	キャリアパス要件のうち、①or②を満たすかつ職場環境等要件を満たす

#### <キャリアパス要件>

- ①職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
- ②資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
- ③経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けること

※就業規則等の明確な書面での整備・全ての福祉・介護職員への周知を含む。

#### <職場環境等要件>

賃金改善を除く、職場環境等の改善

## ベースアップ等支援加算について

---

● 対象 : 以下のいずれにも該当する場合。

(1) 令和4年度処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得していること。

(2) 賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等(※)に使用すること。

※ベースアップ等とは「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」の引上げ

## ベースアップ等支援加算について

---

- 提出方法 : 郵送や窓口持参

- 提出期限 : 適用月の前々月末日まで

(※令和4年10月から加算を取得する場合のみ、**令和4年9月15日(木曜)【必着】まで【特例】**)

- 提出書類 : 別紙様式2-1~4障害福祉サービス等処遇改善計画書

(当該年度において処遇改善加算等の計画書を提出済みの事業所は、2-1、2-4のみ)